

新しい修学旅行「京都スタイル」

～京都発 ウイズコロナ社会での
安心・安全なおもてなし～

(第5版)

令和4年4月
京都観光推進協議会

はじめに

修学旅行生, 保護者, 学校関係者のみなさん, この度の新型コロナウイルス感染症のために, 心待ちにしてきた特別な学校行事であり, 生涯にわたり, 素晴らしい思い出となるはずの京都への修学旅行の実施について不安な思いでおられることと思います。

修学旅行生のみなさんをお迎えする京都では, ウイズコロナ社会においても修学旅行生のみなさんに安心して京都で学び, 楽しんでいただけるよう, 修学旅行をサポートする関係者が一丸となり, 感染予防対策に全力で取り組んでいます。

これら京都での取組に加え, 京都にお越しいただくみなさんにも, マスク着用や手洗いをはじめとする感染予防対策と健康管理をきちんと行っていただくことで, ウイズコロナ社会での安心・安全な修学旅行が可能となります。

山紫水明の京都には, 千年を超える歴史の中で培われ, 磨かれてきた, 日本伝統の文化芸術・芸能, 生活習慣が, 日常の中に今も色濃く息づいています。こうした京都での日々は, 必ずやみなさんを魅了し, 感動に満ちたものとなることでしょう。

関係者一同, おもてなしの心でみなさんをお迎えさせていただきます。

日本のふるさと京都へのお越しを心からお待ちしています。

目次

1	新型コロナウイルスの基礎知識.....	4
2	感染症対策の基本事項	5
3	ウイズコロナ社会における新しい修学旅行「京都スタイル」について.....	6
4	京都市内事業者の感染症対策	7
	(1) 各事業者に向けたこれまでの京都市内における主な取組	7
	(2) 事業者ごとの感染症対策	9
	ア 宿泊施設における感染症対策	10
	イ 貸切バスにおける感染症対策	12
	ウ 市バス・地下鉄(京都市交通局)における感染症対策.....	14
	エ JR(新幹線)における感染症対策	16
	オ タクシーにおける感染症対策.....	17
	カ 観光施設における感染症対策	18
	キ みやげ物店などの小売店舗における感染症対策.....	19
	ク 飲食店における感染症対策.....	20
5	修学旅行生のみなさまにお願いしたい感染症対策	21
	(1) 出発前の対策	21
	(2) 出発後の対策	22
	(3) 帰宅後の対応	23
	(4) 万が一を想定し、濃厚接触者を増やさないために	23
6	修学旅行専用電話の設置について	24
7	京都滞在中、修学旅行生に感染疑いが生じた場合の対策	25
8	その他京都府・市における新型コロナウイルス感染症に係る主な取組(修学旅行関連)	28
	<参考資料> 令和4年度 京都の修学旅行 安心・安全な受入環境整備の概要.....	31

※1 本資料は、京都府の緊急事態措置が解除された状況であることを前提としています。

※2 本資料は、京都府及び京都府医師会の協力並びに保健衛生の有識者等を顧問とする京都市の「ウイズコロナ社会における市民と観光客の安心・安全の確保に向けたアドバイザーチーム」による助言を得て初版(令和2年7月)を作成し、以降、適宜改訂しています。

1 新型コロナウイルスの基礎知識

新型コロナウイルスとは

※京都府医師会「新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック」、
「新型コロナウイルス感染症とは?」、京都市情報館ホームページより抜粋要約

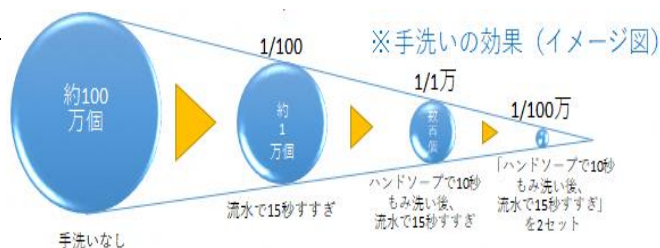
コロナウイルスとは、人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。
このうち、新型コロナウイルスとは、過去ヒトで感染が確認されていなかった新種の
コロナウイルスが原因と考えられる感染症です。

<新型コロナウイルス豆知識>

※厚生労働省ホームページより

ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができません。表面に付着するだけと言われています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われています。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。(中略)また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。



新型コロナウイルスの感染経路

人から人への感染が起きており、主に、飛沫(ひまつ)感染と接触感染により伝播すると考えられています。

(1) 飛沫感染



感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出。
別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染。

(2) 接触感染



(イラスト: 政府広報オンライン)

感染者のくしゃみや咳を手で押さえる。その手で周りの物に触れて、ウイルスが付く。
別の人がその物に触ってウイルスが手に付着。
その手で口や鼻を触って粘膜から感染。

新型コロナウイルスに感染した場合の症状

①主な症状:発熱・せき・頭痛・倦怠感(体のだるさ)

⇒ 一般的な風邪の症状に似ていますが、症状が長引く傾向があります。ただし、症状が現れない人や軽微な人もいます。

⇒ 高齢者や糖尿病・慢性肺疾患・免疫不全などの基礎疾患のある方は重症化する傾向があります。

②潜伏期間:感染から発症までの潜伏期間は1日から14日(多くは5日から6日)といわれています。

2 感染症対策の基本事項



感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に：爪は短く切っておきましょう・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の隙を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう

マスクがない時



袖で口・鼻を覆う

マスクがいない時



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

マスクがいない時



袖で口・鼻を覆う

何もせずに咳やくしゃみをする

正しいマスクの着用

1



鼻と口の両方を確実に覆う

2



ゴムひもを耳にかける

3



隙間がないよう鼻まで覆う

咳やくしゃみを手でおさえる



首相 官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しい情報はこちら

厚労省

検索



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!

2メートル

窓やドアを開け
こまめに換気を!

屋外でも密集するような
運動は避けましょう!

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう!

- ・多人数での会食は避ける
- ・席と一つ飛ばしに座る
- ・互い遠くに座る

会話をするときは
マスクをつけましょう!

5分間の会話は
1回の咳と同じ

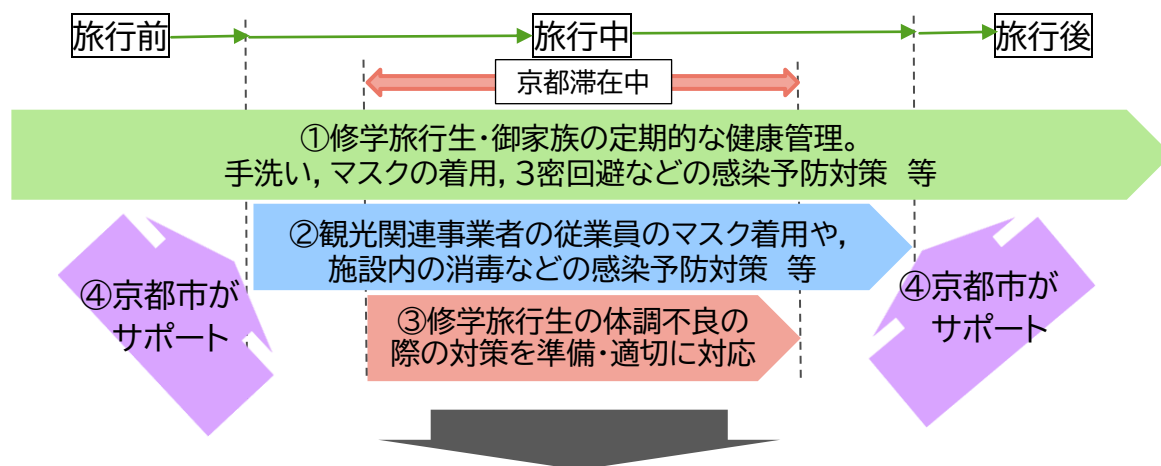
電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!

3 ウイズコロナ社会における新しい修学旅行「京都スタイル」について

新しい修学旅行「京都スタイル」で安心・安全な修学旅行を実践しよう！

「京都スタイル」とは…

修学旅行生・保護者・学校関係者、観光関連事業者、京都市がしっかりと協力し合い、旅行前から旅行後まで切れ目のない感染予防対策を実践することにより、京都を訪れる修学旅行生とお迎えする京都市民の双方の安心・安全を守る、**京都から発信する 修学旅行の新しいカタチ。**



「修学旅行生」と「京都市民」の双方の安心・安全を守ります

新型コロナウイルスは、感染から発症までの潜伏期間が5～6日とされています。このため、

- ① 修学旅行生・保護者・学校関係者のみなさんも、「新型コロナウイルスを京都に持ち込まない」との認識で、旅行前、中、後の定期的な健康管理、十分な感染予防対策を行っていただく。

また、修学旅行の特徴(※)に配慮し、

- ② 観光関連事業者のみなさんは、業種ごとに策定された、新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインに基づき、感染予防対策を徹底する。
- ③ 関係者が協力し合い、京都滞在中の修学旅行生の体調不良の際の対策を予め準備しておき、適切に対応する。
- ④ 京都市は、修学旅行生・保護者・学校関係者のみなさん、観光関連事業者のみなさんをサポートする。

※ 修学旅行の特徴



大切なお子さまだからこそ、保護者や学校関係者のみなさまにとって、修学旅行に行かせてあげたいと思う反面、京都滞在中の感染疑いの発生や感染リスクの可能性に対する不安をお感じになられるのは当然のことであり、できる限りのサポートに努めます。

4 京都市内事業者の感染症対策

修学旅行に関係する事業者は、宿泊施設、観光施設、みやげ物店などの小売業、バスや地下鉄、鉄道、タクシーなどの公共交通機関、修学旅行をコーディネートする旅行業など、多岐にわたります。

京都市では、京都観光推進協議会を中心に、事業者が一丸となり、おもてなしの心で「新しい修学旅行」をサポートします。



(1) 各事業者に向けたこれまでの京都市内における主な取組

● より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)

(公社)京都市観光協会の呼掛け、京都市、京都府による支援の下、京都府市下で観光に従事する23の業界団体とともに、業界を横断した京都観光における新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインが作成されました(令和2年7月15日作成)。

ガイドラインの内容

【4つの宣言】

- (1)観光従事者と観光客の感染症対策を徹底し、住民の感染リスクを最小化する
- (2)施設やサービスにおける感染症対策を徹底し、観光客の感染リスクを最小化する
- (3)適切な感染症対策と指導により、観光従事者の感染リスクを最小化する
- (4)感染症対策の徹底とホスピタリティの調和を実現し、全ての観光客を温かく迎え入れる

【6つの行動方針】

- (1)施設やサービスにおける感染対策の徹底
- (2)従業員における感染対策及び健康管理の徹底
- (3)観光客に対する感染対策の協力要請の徹底
- (4)観光客や従業員に感染の疑いが出た際の対応及び準備の徹底
- (5)観光客に対するホスピタリティある受入の徹底
- (6)各業界の事情に即した取組の徹底

●ガイドライン推進宣言事業所ステッカー

業種別又は上記ガイドラインに基づき、自ら適切な感染拡大予防対策に取り組むことを宣言する京都府内の事業者に交付されているステッカーです。店頭等に掲示されています

※ ガイドライン推進宣言事業所検索

<https://store.kyotokaigi.com/>



●京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度

京都府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店を認証する制度です。このステッカーの掲示のあるお店は、京都府が策定した38項目にわたる感染防止対策を講じている飲食店であることを、お店を一つひとつ訪問調査したうえで、京都府が認証しています。

※ 認証店検索 <https://kyoto-3rdninsho-list.com/>



●京都市新型コロナあんしん追跡サービス

店舗や集客施設等に掲示された専用QRコード(京都市発行)をスマートフォンで読み込むと、その後、当該店舗や集客施設等の利用者から新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合、同じ日に居合わせた利用者に対して、登録されたメールアドレスに京都市からお知らせメールを送付します。

※ <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html>

●京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」

店舗や集客施設等の利用者から新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合、接触の可能性のある人を素早く把握し、迅速に保健所等への相談を促すことで、感染拡大を抑えるための仕組みです。

※ <https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/coronakinkyurenaku.html>

(2) 事業者ごとの感染症対策

修学旅行で利用する施設や店舗、公共交通機関等の各事業者は、それぞれの業界団体から示されたガイドラインに基づき、実情に合わせた対応策を講じています。

本項では、業種ごとの感染症対策を一例としてご紹介します。

<修学旅行の計画段階における留意点>

団体の規模や学校のニーズ等によって、感染症対策の内容や配慮すべきポイントも変わってくるとともに、事業者ごとに感染症対策の手法も異なります。

本項で紹介する感染症対策は一例であり、各事業者によるホームページ等を通じた感染症対策の公開も進んでいます。

学校関係者のみなさまにおかれては、出発前には必ず旅行会社や各事業者と十分な連絡調整を行っていただきますようお願いいたします。

<掲載している業種>

- 宿泊施設
- 貸切バス
- 市バス・地下鉄(京都市交通局)
 - ※ 民営の乗合バスにおいても同様の取組を実施
- JR(新幹線)
- タクシー
- 観光施設
- みやげ物店などの小売店舗
- 飲食店

※ 修学旅行生のみなさまにお願いしたい旅行中に共通する感染防止対策(感染予防の行動、手洗い・手指消毒や咳エチケット、乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える、大声を控える等)については本項への記載は省略し、事業者による感染症対策を中心に記載しています。

ア 宿泊施設における感染症対策

参考となる業種別ガイドライン

「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」

(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 日本旅館協会 全日本シティホテル連盟)

修学旅行に配慮した感染症対策の取組例

取組例① 館内

- ・ 客室はチェックイン前に清掃及び換気, 手の触れる場所(ドアノブ, リモコン, 電話, 洗面, エレベーターのボタン, 階段手すり等)の消毒 **写真A**
- ・ 全客室内に薬用手洗い石けん, 入口玄関や各階エレベーター前に消毒液(消毒用アルコール等)を設置 **写真B**
- ・ 使い捨てスリッパでの対応, 又はビニール袋を準備し, スリッパの自己管理のお願い **写真C**



写真A



写真B



名前記載による自己管理

写真C

取組例② 食事

- ・ 可能な限りビュッフェ形式や複数での鍋料理等を避け, 一人ずつのセットメニューでの提供を基本 **写真D**
- ・ コップや箸等は適切な消毒や洗浄, 又は使い捨て等の対応
- ・ 時間差をつけた交代制での食事提供や部屋食対応
- ・ 食事会場への移動順について館内放送等で案内
- ・ 間隔に余裕を持った席割, 可能であれば対面ではなく横並びの配席, アクリル板の設置
 - * 学校の御希望や施設環境等によるため, 必要に応じて, 旅行業者や宿泊施設と事前の連絡調整をお願いします。
- ・ スタッフ(調理・配膳)は検温後, 手袋及びマスクを着用, アルコール消毒 **写真E**



写真D



写真E

取組例③ 入浴

- ・ 大浴場は、定員を削減した入浴・スケジュール調整等の工夫
 - ＊ 学校の御希望や施設環境等によるため、必要に応じて、旅行業者や宿泊施設と事前の連絡調整をお願いします。
- ・ 客室内のユニットバス(シャワー)の利用
- ・ 定期的な全換気など、浴室内の換気をより強化
- ・ 使用前後の掃除及び消毒の徹底

取組例④ 従業員の感染防止

- ・ 従業員の定期的な検温等、健康管理の徹底
 - ＊ 京都市観光協会では、事業者による利用促進のため、「従業員向け衛生チェックシート」を作成し、インターネットで配信しています。
- ・ 従業員の勤務中のマスクやフェイスシールド着用, 手洗いや咳エチケットの励行
 - ＊ 京都市観光協会では、事業者による利用促進のため、施設内で掲示できるピクトグラムを作成し、インターネットで配信しています。
- ・ 階やフロアごとに従業員の担当を固定し、出入りする人数を制限(接触者の数をできる限り減らす工夫)



修学旅行に配慮した感染症対策の取組例

取組例① 車内対策

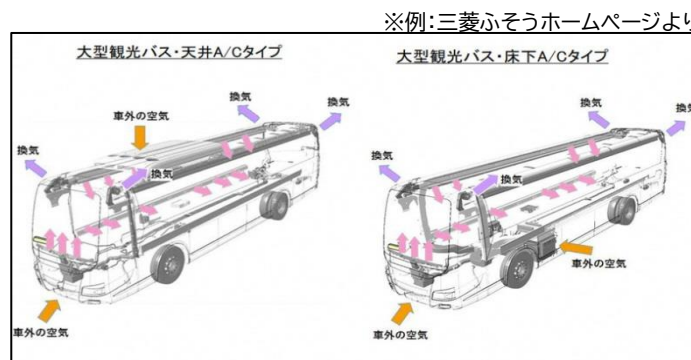
- ・ 車両の抗ウイルス・抗菌加工(各社の状況に応じ, 順次)
バス車両において, 手すり・座席シートなどの車内全般に抗ウイルス・抗菌加工を実施し, ステッカーを車外に掲出
- ・ 車内の消毒液, 抗菌おしぼり等の設置 **写真A**
- ・ 運転席とその後部座席との間の飛沫防止シート(仕切り版)の設置
- ・ 利用者の降車時や入庫後の車内清掃や消毒, 窓開け換気
- ・ 外気導入モードによる車内換気(約5分で室内の空気を入れ替え), 乗客降車時の窓開け換気



掲出ステッカー(一例)



写真A



- ・ 通路での滞留防止の工夫(小グループに分かれての乗車, 車内アナウンスによる降車時の順次の離席)
- ・ できる限りの配席の工夫
 - * 学校の御希望やバスのチャーター数等によるため, 必要に応じて, 旅行業者やバス事業者と事前の連絡調整をお願いします。

取組例② 乗務員(ドライバー, ガイド)の感染防止

- ・ 出庫・入庫点呼時等, 通常健康状態のチェックに加え, 検温の実施
- ・ 乗務中のマスク着用
- ・ 手洗い, 手指の消毒
- ・ 荷物積み込み時のドライバーの手袋着用
- ・ ガイドの前向き着席(マスク着用のうえ, 配席の工夫を行えば, 利用者のニーズに応じた対応は可能)

参考となる業種別ガイドライン

「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」((公社)日本バス協会)
「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」
(鉄道連絡会)

感染症対策

取組① 市バス・地下鉄車両や地下鉄駅での感染症対策

○車両の抗ウイルス・抗菌加工

市バス・地下鉄全車両において、つり革・手すり・座席シートなどの車内全般に抗ウイルス・抗菌加工を実施し、右のステッカーを車内外に掲出



○地下鉄駅等のトイレの抗ウイルス・抗菌加工

地下鉄全駅及び北大路バスターミナルのトイレにおいて、扉・手すり・便器・水栓レバーや水栓ボタン・洗面台・壁面などの室内全般に抗ウイルス・抗菌加工を実施

○車内及び駅の換気対策等

(1)市バス車両

- ・ 換気扇を常時稼働させるとともに、車内の窓の一部を開放
- ・ 運転席後部へのビニールシートの設置
- ・ 左最前列客席の使用を中止するとともに、右最前列客席の混雑時以外の御利用を控えていただくよう案内文を掲示
- ・ 車内換気扇の増設等、感染予防対策に配慮した新たな仕様を採用した市バス車両(58両)を導入

(2)地下鉄車両及び駅

- ・ 車両の換気装置の常時稼働又は車内の窓の一部開放を実施
- ・ 各駅に設置している換気装置を稼働
- ・ 各駅の有人窓口や駅務室の接客カウンターにアクリル板を設置

○駅の消毒措置

地下鉄駅のエスカレーターや階段の手すりなど、利用客が触れることが多い場所の定期消毒を実施

○アルコール消毒液の設置

利用客の多いバスターミナルや地下鉄全駅(34箇所)にアルコール消毒液を設置

○啓発活動の実施

(1)新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための啓発を記載したポスターや「交通局ニュース」を、市バス全車内、地下鉄全駅、市バス・地下鉄案内所、京都駅・北大路バスターミナル及び定期券発売所で掲出



(2) 市バス・地下鉄車内、駅構内及び北大路バスターミナルにおいて、感染拡大防止に係る啓発放送を実施

取組② バス運転士等の感染防止対策及び健康状態の把握

○マスク着用・手洗い・うがい・手指消毒の励行、出勤前の検温

※ とりわけ、バス運転士や地下鉄駅職員・乗務員については、毎日の始業点呼時等に感染症予防に関する注意事項の確認や、検温結果をはじめ、健康状態の確認を徹底

○職員間の感染防止対策

職員の休憩スペースや乗務員の点呼場等へ、アクリル板やビニールシートを設置

取組③ 市バス・地下鉄案内所等における感染拡大防止対策

○市バス・地下鉄案内所等の感染防止

飛沫感染防止の観点から、市バス・地下鉄案内所等の窓口にビニールシート及びアルコール消毒液を設置

※ 民営の乗合バスにおいても同様の取組をしています。

エ JR(新幹線)における感染症対策

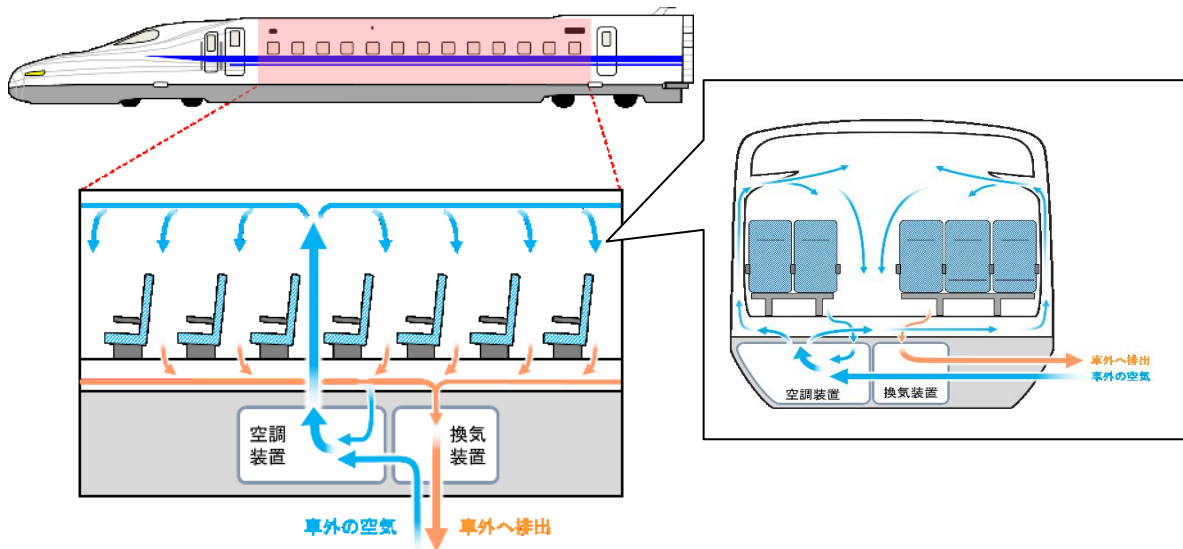
※JR各社の取組の詳細は、各社のホームページ等によりご確認ください。

感染症対策

取組① 車内換気

- ・ 空調・換気装置により、常に外の空気との入れ替えを実施(計算上では約6～8分で車内の空気が新しい外の空気と全て入れ替え)

(空気循環イメージ)



取組② 車内の清掃・消毒

- ・ 車両清掃時、トイレのドアノブ等の利用者の手が触れやすい箇所を定期的に消毒 (なお、新幹線車両は基本的に毎日消毒を実施) [写真A](#)
- ・ 車掌が車内巡回時、消毒液を用いてトイレのドアノブ等を消毒 [写真B](#)



写真A



写真B

取組③ 駅構内

- ・ 新幹線全駅に消毒液を設置
- ・ 券売機等の利用者の手が触れやすい箇所を基本的に毎日消毒

取組④ 駅社員・乗務員の感染防止

- ・ マスク着用や手洗いの励行

オ タクシーにおける感染症対策

参考となる業種別ガイドライン

「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

((一社)全国ハイヤー・タクシー連合会)

修学旅行に配慮した感染症対策の取組例

取組例① 車内対策

- ・ 車内の消毒液, 抗菌おしぼり等の設置
- ・ 運転席とその後部座席との間の飛沫防止シート(仕切り板)の設置 **写真A**
- ・ 可能な限り後部座席へ乗車するよう利用者への協力依頼
- ・ 出庫・入庫時の車内清掃や消毒の徹底, 利用者降車後の車内清掃や消毒 **写真B**
- ・ 走行中のエアコンによる外気導入や定期的な窓を開けての車内換気



写真A



写真B

取組例② 乗務員(ドライバー)の感染防止

- ・ 3密を避けた点呼の実施, 基本的な感染予防対策の徹底を指示
- ・ 出庫・入庫点呼時等, 通常健康状態のチェックに加え, 検温の実施 **写真C**
- ・ 乗務中のマスク着用及び3密を避けた観光案内の実施
- ・ 手洗い, 手指の消毒の励行
- ・ 運行記録の徹底



写真C

カ 観光施設における感染症対策

参考となる業種別ガイドライン

一例:「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

((公財)日本博物館協会)

※ 観光施設は、実施形態や提供コンテンツ等が多種多様であるため、施設によって参考とするガイドラインが異なります。

感染症対策の取組例

取組例① 入場時・受付時

- ・ 入場口での消毒液(消毒用アルコール等)の設置や検温の実施 写真A
- ・ 受付窓口での飛沫防止シート(仕切り板)の設置 写真B



写真A

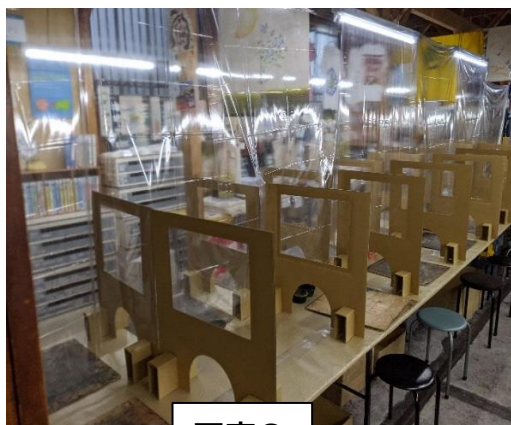


受付カウンターに
飛沫防止仕切り板を設置

写真B

取組例② 館内

- ・ 各座席間でのパーテーション設置(体験施設等) 写真C
- ・ 利用者同士の距離間を示す目印を床面に設置(受付や展示室内等)
- ・ 消毒液による定期的な清掃・消毒 写真D



写真C



機器を用い、
広範囲も念入りに消毒

写真D

キ みやげ物店などの小売店舗における感染症対策

参考となる業種別ガイドライン

「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」
(日本小売業協会等)

※ 小売店舗は、業態や店舗の立地・規模等に応じて講じることのできる対策が多種多様となります。

感染症対策の取組例

取組例① 店内

- ・ 入口や店内での消毒液(消毒用アルコール等)の設置 **写真A**
- ・ レジでの飛沫防止シート(仕切り板)の設置
- ・ レジでのコイントレーでの現金授受の励行 **写真B**
- ・ 試食品や試供品提供の中止
- ・ できる限りの商品の個別パック・袋詰め販売 **写真C**
- ・ 店内での滞在に際し、可能な範囲での対人距離の確保について掲示、アナウンス
- ・ レジ前や入店前など店舗内外で顧客が列に並ぶ際の床の目印表示
- ・ 状況に応じた入店者の制限や誘導
- ・ 買い物かご等のハンドル部分や扉の取っ手など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等の定期的な消毒
- ・ 窓やドアの開放等による室内換気 **写真A**



取組例② 従業員の感染防止

- ・ 従業員の定期的な検温等、健康管理の徹底
- ・ 従業員の勤務中のマスクやフェイスシールド着用、手洗いや咳エチケットの励行

ク 飲食店における感染症対策

参考となる業種別ガイドライン

「外食業の事業継続のためのガイドライン」

((一社)日本フードサービス協会, (一社)全国生活衛生同業組合中央会)

※ 飲食店は、業態や店舗の立地・規模等に応じて講じることのできる対策が多種多様となります。

感染症対策の取組例

<入店時>

- ・ 入口や店内での消毒液(消毒用アルコール等)の設置 **写真A**
- ・ 窓やドアの開放, 適切な換気設備等による室内換気
- ・ 入店時の検温 **写真B**
- ・ レジでの飛沫防止シート(仕切り板)の設置 **写真B**

大人数を収容できる食事会場の様子を取材しました。
学校・旅行会社と店舗が, しっかりと事前相談された実践例です。

<店内>

- ・ テーブル上に区切りのパーテーションを設置, 横並びの配席 **写真C**
- ・ 大皿を避け, 弁当や個々の料理提供 **写真D**
- ・ お客様が入替わる都度, いす・テーブルの消毒
- ・ 店舗のドアノブ等, 客や従業員など, 多数の人が触れる箇所の定期的な消毒

消毒液は距離を離し,
複数箇所準備

先生や従業員による
混雑回避の誘導も実施



写真A



写真B

対面席はすべて
パーテーションで区切り



写真C

写真D



5 修学旅行生のみなさまにお願いしたい感染症対策

令和2年6月4日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第1版)」についてにおいて、修学旅行の実施に際しては、「手引き等を参考に旅行事業者等と連携し、新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に努めるよう」示されているところです。

安心・安全な修学旅行を実施するためにも、また、京都をはじめ、修学旅行で訪れる土地やそこで出会う多くの人々のためにも、新型コロナウイルスの感染予防・拡大防止の観点から、上記事務連絡で紹介されている手引きを参考に、修学旅行生のみなさま、保護者や学校関係者のみなさまにおかれても、感染症対策の実践をよろしくお願いいたします。

<ガイドライン>

「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」((一社)日本旅行業協会,【協力】(公財)日本修学旅行協会,(公財)全国修学旅行研究協会)

(1) 出発前の対策

対策	生徒	保護者	学校
感染防止対策の事前学習	○	○	○
同居の家族を含め、健康観察の徹底、発熱・体調不良がある場合は参加を自粛	○	○	○
感染者との濃厚接触の有無確認、濃厚接触がある場合は参加を自粛	○	○	○
食事アレルギー、既往症、重症化リスクの事前確認	○	○	○
保護者からの参加同意書の提出		○	○
3密(①換気の悪い密閉空間, ②多くの人々が密集, ③密接した近距離での会話や発声)回避に配慮した旅行行程を計画			○
感染予防対策の徹底を旅行業者等の関係事業者に要請			○
定期的、計画的な手洗いや消毒の機会の確保			○
感染予防のための物品の用意(マスク(1日1枚), 体温計, ハンカチ(1日1枚), マスクを置く際の清潔なビニール袋等, 使用済みのマスクやティッシュを捨てるビニール袋等)	○	○	○
万が一、中止となった場合の対応の検討			○

(2) 出発後の対策

対策	生徒	保護者	学校
マスク着用, 咳エチケット, 手洗い・消毒の徹底 ※ 熱中症の恐れがある場合は換気し, 人と人との距離を確保したうえでマスクを外す。	○		○
人と人の距離を確保	○		○
大声での会話を控える	○		○
朝・夕の定期的な検温	○		○
集合, 移動は 3 密にならない体制・方法・時間で実施	○		○
感染拡大を最小限に抑えられるよう, できる限り出発時と同じ班・グループでの行動を徹底	○		○
乗り物乗車中, 車内での移動をできるだけ控え, 座席を回転して対面での利用を自粛	○		○
旅行計画に変更が生じた場合, 変更内容の記録			○
感染疑い者の発生時, 感染疑い者の隔離・看護(管轄保健所, 医師の判断に従うこと)	○	○	○
感染者の発生時, 感染者の隔離・看護と, 濃厚接触者となる可能性がある者の特定・隔離・健康観察(管轄保健所, 医師の判断に従うこと)	○	○	○

<体調不良時の対応における留意点>

新型コロナウイルス感染症により, 京都市内においても, 全国と同様に医療機関への負担が増しており, 提供できる医療が通常時とは異なります。

このため, 学校関係者のみなさんに, 児童生徒, また引率者の体調不良時に, 急を要する体調悪化などを除き, 現下の医療の状況を踏まえて慎重に病院受診の判断をしていただくことが必要です。

<新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安>

※厚生労働省ホームページより

○ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には, すぐに御相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

(注)上記は, 同省が「帰国者・接触者相談センター」への相談の目安として示しているものです。

京都滞在中, 発熱等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が起きた場合は

きょうと修学旅行専用24時間感染電話相談窓口

☎ 075-708-3676 まで, ご相談ください。

※ 京都市以外の京都府内(宇治市, 亀岡市等)滞在中においても御利用いただけます。

(3) 帰宅後の対応

対応	生徒	保護者	学校
同居の家族等も含めた健康観察の徹底(帰着後目安として2週間程度)	○	○	○
感染者が発生した場合(京都出発後2日以内に、感染疑いの症状が出た場合に限る。), 京都市への情報提供		○	○

(4) 万が一を想定し、濃厚接触者を増やさないために

集団行動を基本とする修学旅行においては、万が一、修学旅行生から新型コロナウイルス感染者が発生した場合を想定し、その影響を最小限に抑えるため、できる限り濃厚接触者を増やさないよう、行動計画を立てることが重要です。

また、万が一、感染者が発生した場合、濃厚接触者の特定が円滑に行われるよう、行程表、乗り物や日中活動、食事、宿泊時の部屋割り表などの修学旅行生のグループリスト、行動記録等を備えていただきますようお願いします。

<濃厚接触者を増やさないための工夫>

- ・ マスク着用やこまめな手洗い、手指の消毒等を徹底する。
- ・ 公共交通機関での移動中等は、できる限り会話を控え、大声で話さない。
- ・ 修学旅行中は、できる限り、メンバーを固定した少人数グループで行動する。
(日中活動だけでなく、乗物乗車中の配席、宿泊施設での部屋割りなども考慮し、グループを保持するとともに、グループ間の接触もできる限り避けるよう工夫する。)
- ・ 体調不良者を早期に把握する。

<濃厚接触者について>

① 濃厚接触者の判断の対象となる方

ウイルスがうつる可能性がある期間である「感染可能期間」(発症2日前から入院等をした日まで)に感染者(＝陽性者)と接触した方について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうかを判断します。

※ 保健所による積極的疫学調査については、感染状況に応じて対応方法が変更となる場合があります。

② 濃厚接触者とは

※京都市情報館より

陽性となった方の感染可能期間(発症の2日前から隔離されるまで)に、以下のような接触があった方です。※濃厚接触者は、保健所の総合的な判断により確定します。

- ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった
- ・ 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた
- ・ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い
- ・ 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった
(患者の症状や室内の環境等から患者の感染性を総合的に判断)

※ 京都市情報館「濃厚接触者や接触者と判断された方について」(令和4年4月時点)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000284363.html>

6 修学旅行専用電話の設置について

京都への修学旅行に関し、現在、2つの相談電話を設置しています。

修学旅行前の相談は、①の相談窓口で対応します。

京都滞在中の緊急時に適切に対応できるよう、②の相談窓口の混線を回避するため、内容に応じた使い分けに御協力をお願いします。(②でお受けした一般的な相談は、①を御案内することになります。)

	①修学旅行専用電話相談窓口 (京都観光推進協議会事務局)	②きょうと修学旅行専用 24時間感染電話相談窓口
電話番号	075-744-1308	075-708-3676
受付時間	平日午前9時～午後5時 (ただし、正午～午後1時を除く。) *年末年始(12/28～1/3)は休み	土日祝日を含む24時間 *年末年始等の予定は「きょうと修学旅行ナビ」にて御確認ください。
対象	広く一般的な相談	現に京都に滞在中の修学旅行生に関する相談
受付内容	新型コロナウイルス感染症に係る取組をはじめ、京都への修学旅行を検討中の学校等からの修学旅行に関する様々な相談に応じる。	京都滞在中、新型コロナウイルスの感染疑いが生じた場合に、健康上の相談や医療機関の紹介を行う。

* ①は、京都市内の情報について対応いたします。

* ②は、京都市以外の京都府内(宇治市、亀岡市等)滞在中においても御利用いただけます。

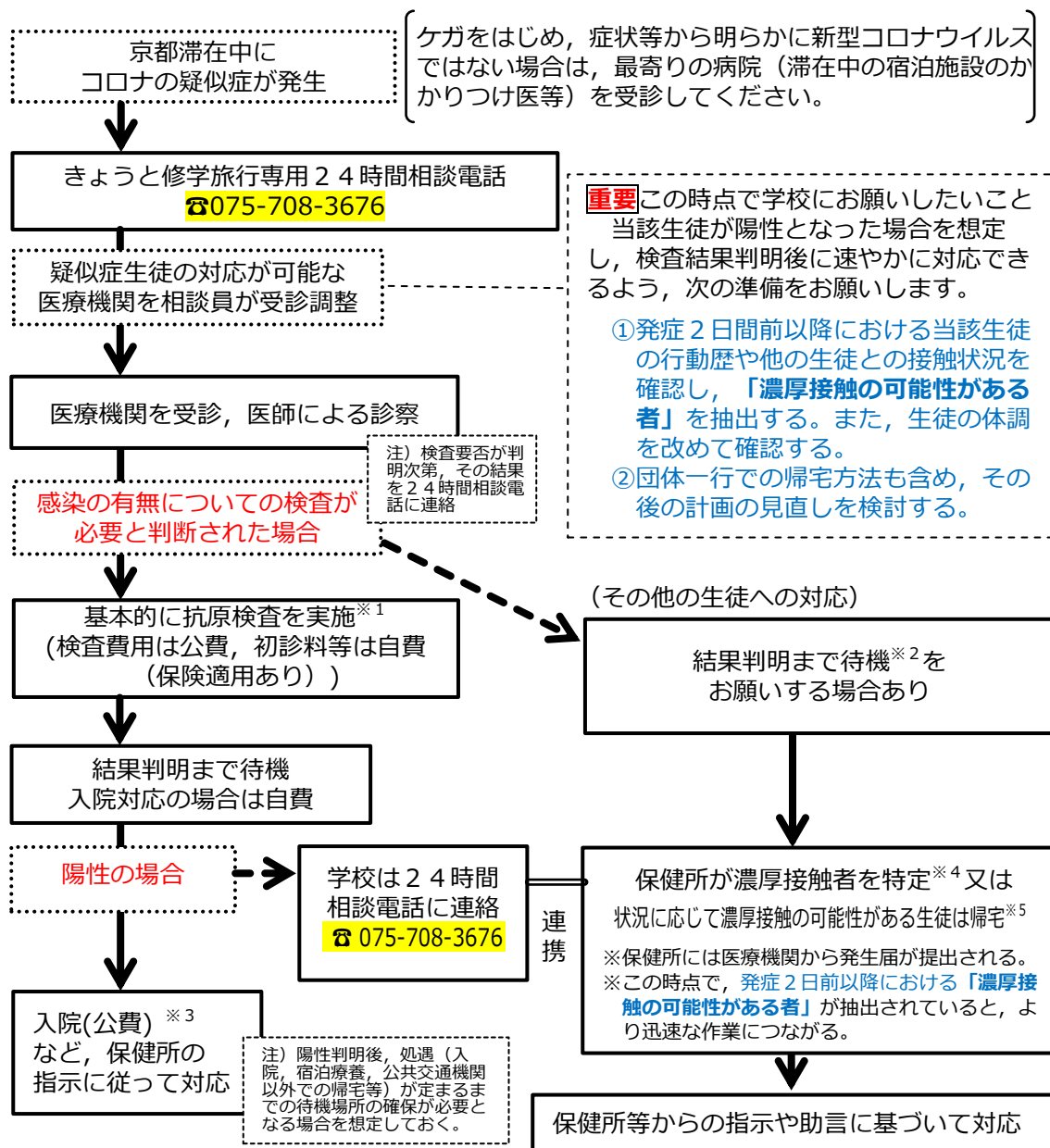
なお、相談対象となる学校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校(1～3学年)及び専修学校(高等課程)の修学旅行・教育旅行を想定しています。上記以外(企業研修、大学合宿、高等課程以外の専修学校、部活動や大会等)の相談は、きょうと新型コロナ医療相談センター(電話 075-414-5487)にお願いします。

7 京都滞在中、修学旅行生に感染疑いが生じた場合の対策

新型コロナウイルス感染症疑似症発生時の対応フロー（令和4年4月時点）

本フローは、宿泊施設で修学旅行生に疑似症が発生した場合を想定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令に基づき実施される措置やその他状況に応じて、見直す可能性があります。



※1 検査結果判明までの迅速性等を考慮し、抗原検査（検査結果判明まで約30分）の実施を基本とします。（検査前には診察までの待ち時間などがありますので、予め御了承ください。）

※2 原則として、宿泊中の宿泊施設での待機をお願いすることとなります。待機の際には、できる限り生徒同士などの接触を控えるようにしてください。

※3 入院中も保護者等と連絡が取れるよう、京都市からスマートフォンを無料で貸し出します。

※4 濃厚接触者の範囲は、学校による「濃厚接触の可能性のある者」の抽出結果を踏まえて、保健所が判断します。ただし、保健所による積極的疫学調査については、感染状況に応じて対応方法が変更となる場合（例：要件に基づき学校で判断する など）があります。

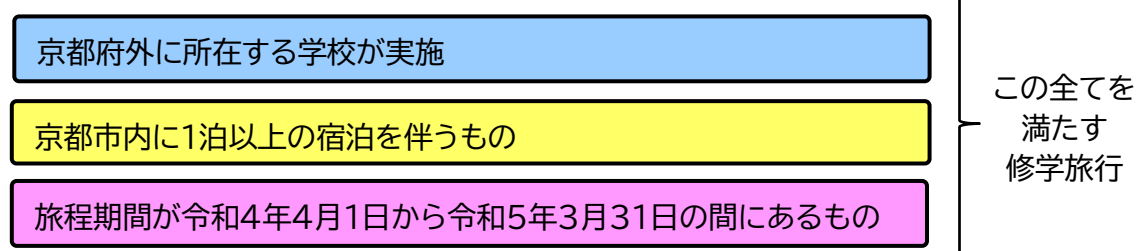
※5 京都と出発地、双方の保健所の連携の下、保健所の指示等がある場合に感染症対策を講じたうえで帰宅を想定しています。（京都市内宿泊校には助成制度あり。ただし、帰宅に要する交通手段は各学校において確保をお願いします。）

<京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金> * 令和4年度も継続実施

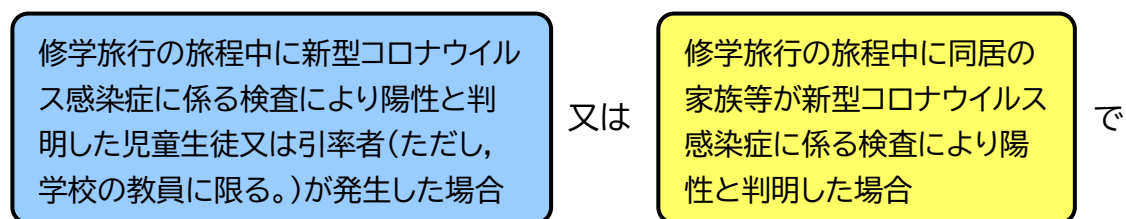
京都市を訪れる修学旅行生等に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合、その濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒の緊急的な帰宅を支援するため、帰宅に要する交通費を助成します。

- * 帰宅に要する交通手段は各学校において確保をお願いします。
- * 本制度を利用するに当たっての「事前協議」は、帰宅を要する事案が発生した場合に「帰宅前」のタイミングでの協議をお願いするものです。(修学旅行出発前に京都市に旅行実施の事前申告を求める趣旨ではありません。)

●対象となる修学旅行

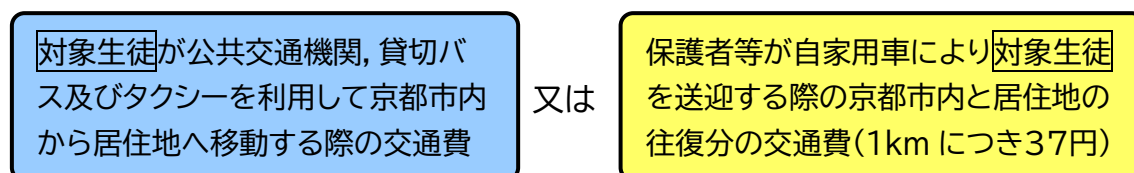


●対象となるケース



その濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒(対象生徒)が、保健所の助言・指示に基づき、感染症対策を講じたうえで、緊急的に居住地へ帰宅する場合

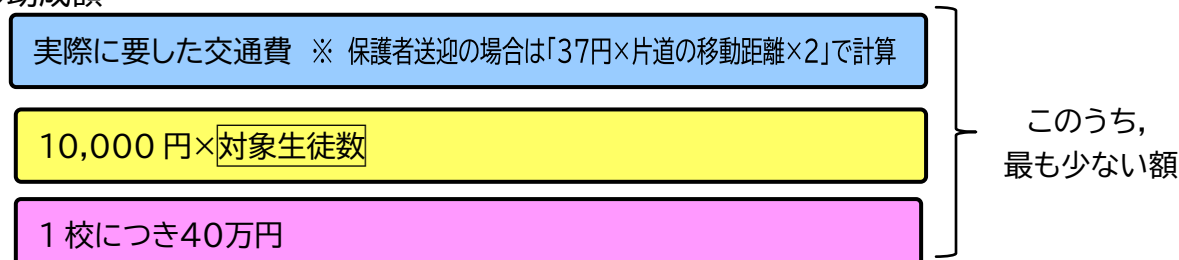
●対象となる交通費



※ 特に必要と認められる場合に限り、上記を組み合わせた交通費を対象とする。

※ 助成対象となる移動区間の範囲は京都市内～学校又は対象生徒の自宅

●助成額



●申請方法(各様式は「きょうと修学旅行ナビ」からダウンロード可能)

- 帰宅前** 京都市観光MICE推進室修学旅行担当(電話075-746-2255)に事前協議
※ 夜間休日やMICE室担当者不在時は24時間電話(電話075-708-3676)まで御一報ください。
- 帰宅後** 根拠資料(乗物領収書等)を添付して京都市観光MICE推進室に申請書類を提出

<医療機関や待機場所までの移動手段について>

厚生労働省においては、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、「マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診する」よう求められています。ここでいう公共交通機関には、タクシーも含まれます。

よって、疑似症発生に伴う医療機関の受診に当たっては、滞在中の宿泊施設による送迎など、できる限り公共交通機関の利用を避けていただきますようお願いします。

しかしながら、諸般の事情により宿泊施設などによる送迎が難しい場合も想定されることから、京都市においては、(一社)京都府タクシー協会の協力の下、切れ目のないサポート体制の構築に取り組んでいます。

タクシーを利用する場合は、配車の手配時にタクシー会社に症状等の現状を伝え、
うえて、生徒の症状に応じて次のように対応してください。ただし、各社の実情や手配
時点での状況に応じ、可能な範囲での配慮や対応となりますので、予め御了承くださ
い。

●発熱等の体調不良の生徒の場合

⇒依頼の受託や乗務員と利用者との間隔が取れる車両を手配する。

連絡先：各タクシー会社の連絡先は、
(一社)京都府タクシー協会ホームページ「会員一覧」参照
https://kyoto-taxi.or.jp/association_members/

●新型コロナウイルス感染症の疑いが高い生徒の場合

⇒陰圧可能な専用車両(台数に限りあり。)による優先的な送迎を依頼する。

連絡先：MKタクシー ☎ 075-778-4141

都タクシー ☎ 075-661-6611



専用車両の外観(一例)



専用車両の内観(一例)

8 その他京都府・市における新型コロナウイルス感染症に係る主な取組(修学旅行関連)

- 1 「きょうと修学旅行ナビ」 新型コロナウイルス感染症特設ページの開設(京都市)
ウイズコロナ社会において、京都への修学旅行をより安心・安全に実施いただけるよう、新型コロナウイルス感染症対策に関する特設ページをWEB上に開設しました。

最新のガイドラインや京都の感染情報、修学旅行生のみなさんへのおもてなしプレゼント企画のほか、全国の修学旅行生のみなさんから寄せられた喜びのメッセージも紹介しています。

公式ホームページ「きょうと修学旅行ナビ」

新型コロナウイルス感染症対策お役立ち情報

URL : <https://shugakuryoko.kyoto.travel/covid19/>

新たな情報を
随時更新中

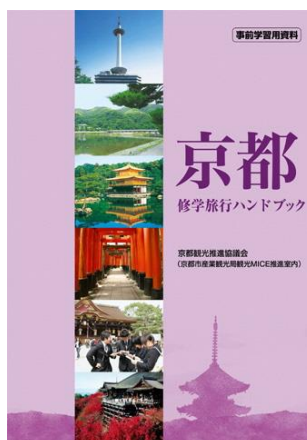


- 2 修学旅行生の事前学習環境の整備(京都市)

●事前学習支援コンテンツ「きょうと徹底攻略」

「きょうと修学旅行ナビ」(<https://shugakuryoko.kyoto.travel/>)において、京都への修学旅行を予定されている児童生徒の事前学習に役立つハンドブックやマップなどの資料や学習動画、事前学習シート等を配信しています。

きょうと修学旅行ナビ (事前学習支援コンテンツ「きょうと徹底攻略」)



●SDGs探求学習プログラム「Q都(きゅーと)スタディトリップ」 *新たにスタート!

SDGs先進都市・京都に息づく様々な願いや工夫をヒントにSDGsへの理解を深められるよう、ウェブ(<https://q-sdgs.kyoto.travel/>)で学習動画や学習シート、見学スポット等の情報を配信するほか、旅前・旅中・旅後までを総合的にサポートする学習コンテンツも用意しています。



3 京の修学旅行3密防止対策等支援事業補助金(京都府) ***令和4年度も継続実施**
 密を避けた移動及び滞在を確保するための取組や新型コロナウイルス感染症発症時の保護者等の負担軽減のための取組に必要な経費を補助します。

***令和4年分の申請受付は4月下旬ごろ開始予定**

●対象となる修学旅行(以下の全てを満たすこと)

ア 京都府内に1泊以上の宿泊を伴う

イ 旅行の出発日が令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

●補助申請の方法

修学旅行を企画した旅行会社を通して支援(旅行会社が補助金を申請)

●事業概要

区 分	①3密防止対策支援事業	②陽性時保護者等支援事業
支援の内容	修学旅行中に、生徒等が3密の状態となることを避けるために、<u>当初予定していた移動手段等を変更する場合に必要な以下の追加的な経費を支援</u> ア 貸切バスの増車 イ 貸切バスのタクシーへの変更 ウ タクシーの増車 エ 宿泊施設・食事場所の部屋数の増加 <例> 3台のバスを5台に増やして修学旅行を実施する場合、バス2台分の経費を対象に支援	修学旅行中に、生徒等が新型コロナウイルス感染症の<u>陽性と判明した場合に、保護者等が当該生徒等を送迎するときに必要となる以下の経費を支援</u> ア 保護者等の交通費 イ 保護者等の宿泊料 ウ 当該生徒の交通費 <例> 保護者等が陽性となった生徒を迎えに来る場合、交通費と宿泊料を支援
補助率	10/10	10/10
上限額	・修学旅行に参加した生徒等 × 1,000 円 (①②の合計) ・下記の場合には、<u>加算額を補助上限額に上乗せすることができる。</u> ((1),(2)の加算は併用可) (1) 府域周遊加算 補助対象修学旅行に参加した生徒の 2/3 以上が府域周遊した場合、修学旅行に参加した生徒等×500 円を加算 (2) 教育関連施設利用加算 補助対象修学旅行に参加した生徒の 2/3 以上が京都府内の教育関連施設を利用した場合、修学旅行に参加した生徒等×500 円を加算 (3密防止対策支援事業と陽性時保護者等支援事業を合算して上記の額を超えることはできない)	

※令和4年度は、補助上限額が増額となる加算項目を新設しました。

詳しくは、京都文化交流コンベンションビューローHP を御覧ください。

<https://meetkyoto.jp/ja/service/shuryo/>

●申請書送付先及び問合せ窓口(予定)

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー

「京の修学旅行3密防止対策等支援事業」担当

〒600-8009

京都市下京区函谷鉾町 78 京都経済センター3 階

TEL:075-353-3053

E-mail: shuryo@helloworld.or.jp

<京都観光推進協議会>

1 構成団体 京都市

京都市交通局
(公社)京都市観光協会
京都商工会議所
京都観光旅館連盟
京都府旅館ホテル生活衛生同業組合
京都府旅館ホテル生活衛生同業組合教育旅行部会
日本旅館協会京都府支部
京都観光土産小売商連盟
(一社)京都府バス協会
(一社)京都府タクシー協会
京都観光施設協議会

2 協賛会員 西日本旅客鉄道(株)

東海旅客鉄道(株)
(株)JTB
近畿日本ツーリスト(株)
(株)日本旅行
東武トップツアーズ(株)

※ 本ガイドラインの項目中,「7 京都滞在中, 修学旅行生に感染疑いが生じた場合の対策」の作成に当たっては, 京都府及び京都府医師会に御協力をいただいています。

新しい修学旅行「京都スタイル」
～京都発 ウィズコロナ社会での安心・安全なおもてなし～
(第5版)

令和4年4月作成
京都観光推進協議会
(事務局 京都市産業観光局観光MICE推進室内)
電 話 075-744-1308